

名古屋市上下水道局「週休2日制工事（設備工事）」の試行に関するQ&A
（令和6年4月1日版）

週休2日制の考え方

Q1：休日とはいつを指すのですか。

A1：土曜日、日曜日、祝日など名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36条）第2条第1号および第2号に規定する休日（いわゆる名古屋市役所の閉庁日）をいいます。

Q2：夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのですか。

A2：夏季休暇、年末年始休暇は原則として以下の日を指しますが、会社の休業日に合わせて変更することができます。ただし、夏季休暇は3日間、年末年始休暇は6日間を取得してください。

・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間

・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

なお、この日数を超過して休暇を取った場合は現場閉所日として扱うことができます。この場合、超過した休暇日を現場閉所日として監督員へ報告してください。

Q3：要綱第2条（5）の「現場安全点検（巡視）等」とはどのような作業ですか。

A3：次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q4：施工する予定であった日に降雨等により休工とした場合は、現場閉所の実施と考えてよいですか。また、その分を土曜日、日曜日、祝日の施工に振替えてもよいですか。

A4：降雨等により1日を通して休工した場合は、現場閉所の実施と認められます。また、現場閉所計画・実績書（様式第1号）には他の現場閉所との違いが分かるように、備考欄等へその旨（雨天のため休工など）を記載してください。振替については、降雨等による現場閉所日の後30日以内とします。

Q5：工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになりますか。

A5：延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるように配慮してください。

Q 6 : 現場条件等により予定していた休日に現場閉所ができない場合は、どのように対応したらよいですか。

A 6 : やむを得ない場合には、監督員との協議の上、要綱第 4 条第 2 項を適用して、当該休日の前後 10 日間でその代替となる現場閉所日を設けてください。なお、現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）の備考欄へその旨を記載してください。

Q 7 : 週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなりましたが、工期延期が認められなかったため、履行遅延により工事が完成しました。この場合、現場閉所率の達成による工事金額の補正は行われますか。

A 7 : 受注者の責めに帰すことができない事由がある場合は工期延期を行えますが、工期延期が行えず、工期内に工事が完成しなかった場合は、現場閉所の未達成となります。この場合、発注者指定型においては工事費における補正額を減額し、受注者希望型においては補正による工事費の増額を行いません。

Q 8 : 施工計画書に記載する「工程表」とはどのようなものですか。

A 8 : 週休 2 日制工事の施工計画書ですので、週休 2 日の対象期間とおおまかな現場閉所計画日がわかる実施工程表を記載してください。

Q 9 : 休日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、代替りの現場閉所日を設ける必要はありますか。

A 9 : 自然災害等が原因で発生した作業の場合は、要綱第 2 条（4）により対象期間から除かれておりますので、代替りの現場閉所日は設ける必要がありません。ただし、現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）の備考欄等へ、その旨（災害対応のため非対象など）を記載して提出してください。

Q10 : 金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、金曜日、土曜日共に施工したことになりますか。

A10 : 金曜日の施工にはなりますが、土曜日の施工には該当しません。

Q11 : 監督員はどのように現場閉所の実施を確認するのですか。

A11 : 現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）、現場閉所実績確認表（様式第 2 号）により確認します。（休日・夜間作業届でも確認をします。）

Q12：現場代理人等が現場に出勤せずに会社で書類整理をしていた場合、現場閉所したことになりますか。また、定期安全研修・訓練等を会社や研修所で実施した場合は、現場閉所したことになりますか。

A12：いずれの場合も現場閉所したことにはなりません。現場外で業務を実施した場合は、現場閉所計画・実施書（様式第1号）の備考欄にその旨を記載してください。

Q13：要綱第4条第10項に、「工期末の3週間前までに、現場閉所実績確認表（様式第2号）を監督員に提出すること。」と記載がありますが、施工途中で対象期間全ての確認表を提出できない場合はどうしたら良いですか。

A13：施工途中であっても現場閉所実績確認表は3週間前までに必ず提出してください。工期末の3週間前から工期末までの期間において、監督員が確実に現場閉所することができると思われる期間については現場閉所を実施したものとみなします。なお、要綱に記載のとおり、確認表の提出が遅れた場合、休日取得が確認できない期間は現場閉所率を0%として扱います。

受注者希望型について

Q14：要綱第3条第3項（2）では、受注者希望型の対象工事は実施工程表を含む施工計画書を提出し監督員が認めた工事とありますが、施工計画書を提出する前に、実施工程表を提出し受注者希望型を希望することはできますか

A14：週休2日の取得計画が分かる実施工程表にて監督員と協議し、認められれば、同じ実施工程表を施工計画書へ記載してください。

Q15：受注者希望型を申し込む際に、4週8休での実施が困難であることが事前に判明している場合は、4週7休や4週6休での現場閉所計画を前提として申請することはできますか。

A15：この制度は建設業における4週8休の普及を目的としているため、特別な事情がある場合（契約後から申請日までの期間において、受注者の責に因らず、対象期間における作業が制限される事象が発生した場合等）を除いて、4週7休や4週6休での申請は認められません。

Q16：受注者希望型は、名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（設備工事）の適用年版がわかりません。どのように確認すればよいですか

A16：要綱は特記仕様書に記載の年版を適用してください。判断に迷った場合は、担当監督員へ確認してください。

Q17：受注者希望型の実施を希望し、事前に協議を申し込む場合、どの程度前までに協議が必要ですか。

A17：対象期間の開始日から遡って10日前までに監督員と協議を行ってください。

Q18：受注者希望型で要綱第3条第1項の対象外となる場合でも、「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）（設備工事）」添付されていれば対象工事ということですか。

A18：「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）（設備工事）」が添付されている場合でも、対象期間が1週間以下となる等により対象工事に該当しない場合は、受注者希望型の対象工事とはなりません。

Q19：要綱第4条第2項の「現場条件などに伴い、やむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合」とはどのような場合が該当しますか。

A19：設計書等で休日作業を指定されている工事や受注者の責によらず予期せぬ作業が発生し休日に作業を行う場合が該当します。

達成状況について

Q20：対象期間に対する現場閉所率は、月ごとに集計して判定を行うのですか。

A20：対象期間に対する現場閉所率は、全体の対象期間を対象に算出します。対象期間全体の現場閉所率を算出して現場閉所実績確認表（様式第2号）を提出して下さい。

工事成績評定について

Q21：週休2日を考慮した計画工程表を提出しましたが、現場閉所率が21.4%（4週6休）未満となってしまった場合には、未達成として評定が減点されますか。

A21：未達成による評定の減点はありませんが、工程管理の不備等（書類の未提出等も含みます）が認められる場合には、減点することがあります。

経費の算出について

Q22：経費の算出は、どのようになりますか。

A22：対象期間内の現場閉所率に応じて、経費の算出を行います。

(補正係数については、試行要綱を参照)

発注者指定型：当初設計から現場閉所率 28.5%（4週8休）以上を前提とした補正係数を乗じ、現場閉所率を確認後 28.5%（4週8休）に満たなかった場合は、現場閉所率に応じて補正します。

受注者希望型：現場閉所率を確認後、最終変更設計時に現場閉所率の適用区分に応じて補正係数を乗じます。

金額補正の対象について

Q23：労務費が含まれている機器費は週休2日の工事費の補正対象となりますか。

A23：労務費が含まれている機器費（例：掻き寄せ機現場整備費、コントローラ盤内整備費）は補正の対象にはなりません。

Q24：機器や材料等の据付労務費は週休2日の工事費の補正の対象となりますか。

A24：据付労務費の内、設計書上の労務人工数が明確なものについては金額補正の対象となります。人工数が明確でない労務費（労務単価×人工数という形式を取らないもの）については補正の対象にはなりません。

その他

Q25：複数の工事種別からなる工事について、従たる工種も現場閉所率の対象に含める必要はありますか。

A25：従たる工種も、主たる工種の要綱を適用した上で、一体の工事として現場閉所率の算定対象に含めてください。

Q26：施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできますか。

A26：実施困難な理由を整理したうえで監督員と協議してください。なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合は、発注者指定型では当初設計で見込んだ工事費の補正分について減額補正を行い、受注者希望型では補正を行いません。

Q27：工事PR用紙に週休2日制試行工事である旨を記載する必要はありますか。

A27：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取り組みをご理解いただきたいので、PR用紙に週休2日の趣旨を簡潔に明記するなどの工夫をお願いします。

<趣旨の記載例>

この工事は、建設産業における労働環境の改善に向けて、建設現場の週休2日の普及に取り組むものです。

土曜日・日曜日・祝日等を休工日とする予定ですが、これによりがたい時は、平日を休工日に振り替えますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

Q28：週休2日制の取り組みを証明してもらえませんか。

A28：工事完成確認通知書に、「本工事は4週8休以上の現場閉所を達成した工事です」「本工事は4週7休以上4週8休未満の現場閉所を達成した工事です」「本工事は4週6休以上4週7休未満の現場閉所を達成した工事です」と表記して通知します。